

平野由香里応援隊入隊規約

第1章 総則

第1条（目的）

平野由香里公式サポータークラブ『平野由香里応援隊』（以下「当隊」といいます。）は、平野由香里を応援する隊員によって構成され、平野由香里の活動を応援することを目的としています。隊員は全てこの規約に同意いただいたものとみなします。

第2条（隊員規約）

- ・この隊員規約（以下「本規約」といいます。）は、運営事務局（以下「当事務局」といいます。）が提供する当隊のサービスを、隊員（第2章第1条に定義します。）において利用する一切の場合について適用するものとし、当隊に入隊した隊員は、本規約の内容を承諾したものとみなします。
- ・当事務局が隊員に対しておこなう第1章第3条の通知および当事務局が本規約のほかに別途定める当隊の各サービスの利用規約等（以下、併せて「利用規約等」といいます。）は、その名称の如何にかかわらず本規約の一部を構成するものとします。
- ・本規約本文の定めと利用規約等の定めが異なる場合は、当該利用規約等の定めが優先して適用されるものとします。

第3条（隊員への通知）

当事務局は、随時、隊員に対し、当事務局からの郵送物・メールおよび当事務局の運営するウェブサイト上への表示その他当事務局が適当と判断する方法により、必要な情報を通知します。

第2章 隊員

第1条（隊員）

本規約における隊員とは、当事務局に対し当隊への入隊申込みをおこない、当事務局が入隊を承認した者をいいます。

第2条（入隊の承認）

- ・当事務局は、別途定める方法にて入隊申込みを受け付け、必要な審査・手続き等を経たのちに入隊を承認します。
- ・未成年の方は、ご入隊にあたり保護者の方のご了承を得ることとします。また公式サポータークラブでは未成年者からの入隊申込みがあった場合、その保護者の了承があったものと判断し、手順にそって入隊手続きを遂行するものとし、関連した不測の事態が生じたとしても当事務局では一切の責任を負いかねます。
- ・当事務局は、当隊への入隊申込を行った者が次のいずれかに該当すると判断した場合、当隊への入隊を承認しない場合があります。
 - ※当隊入隊時に規約の違反等により、入隊承認が取り消され、または除名処分となったことがある場合
 - ※入隊申込みの内容に虚偽の記載、誤記、または記入漏れがある場合
 - ※その他、当事務局が隊員とすることを不相当と判断する場合
- ・当事務局は、入隊を承認したのちであっても、承認した隊員が前項各号のいずれかに該当することが判明した場合には、承認の撤回、隊員資格の取り消し、又は隊員資格の更新の拒絶を行うことができるものとします。

第3条（隊員特典）

隊員は次の各号の特典を受けることができるものとします。

- ・当隊の年ごとに定められたグッズ
- ・当隊隊員限定壁紙フォト
- ・隊員様限定淡路島 100km ライド参加権/年
- ・その他当隊が定める特典

第4条 (隊費等)

- ・ 隊員は、入隊時および本章第6条に定める隊員資格の有効期間の延長時に、次に定める入隊金および年隊費（以下「隊費等」といいます。）を当事務局に支払うものとします。

入隊金 1,000 円（税込）※初年度のみ
年隊費 3,000 円（税込）

- ・ 前項に定める隊費等の支払方法等は、当事務局が別途定めるものとします。

第5条 (隊費等の支払い方法)

- ・ 隊員は、当隊の隊費等を次の支払い方法で支払うものとします。

銀行振り込み
その他当事務局が定める方法

- ・ 隊費の振込手数料は入隊される方の自己負担になります。

第6条 (隊員資格の有効期間および隊員資格の更新)

- ・ 隊員資格の有効期間（以下「隊員期限」といいます。）は入隊日より一年間とします。
- ・ 隊員資格の更新は、隊員期限2ヶ月前から隊員期限の間とし、隊員期限更新の手続き（自動更新されません。手続きをお願い致します）をおこなわない場合、隊員資格を失効するものとします。
- ・ 隊員は隊員期限更新時に次に定める年隊費を当事務局に支払うものとします。

年隊費 3,000 円（税込）、更新手数料 500 円（税込）

- ・ 更新の際の隊費等及び更新手数料の支払方法は、本章第5条のとおりとします。

第7条 (隊員の義務等)

- ・ 隊員は、当隊から付与された、隊員番号およびパスワードを自己の責任で管理するものとし、これらの管理不十分、使用上の過誤、第三者による使用等により隊員に損害が生じた場合、当事務局は一切責任を負わないものとします。
- ・ 隊員は、隊会から付与された、隊員番号およびパスワードを第三者に貸与、譲渡、名義変更等してはならないものとします。
- ・ 隊員は、氏名、住所、電話番号、e-mail アドレス、その他入隊申込み時に当事務局に届け出た内容につき変更が生じた場合は、速やかに当事務局の指定するウェブサイト上での変更手続きまたは当事務局への届出をおこなうものとします。
- ・ 隊員が、前項の届出等を怠った結果、当事務局からの告知等が隊員に到達しなかった場合、当事務局は一切責任を負わないものとします。

第8条 (禁止事項)

隊員は、当隊の利用に際し次の各号の行為を行ってはならないものとします。各号の行為を行った場合、当隊は、隊員の隊員資格を取り消すことができる。

- ・ 当隊を通じて入手した全てのデータ、情報、文章、音、映像、イラスト等（以下、併せて「データ等」といいます。）について、著作権法で認められた私的利用の範囲を超えて、複製、販売、出版、放送可能化等のために利用すること。
- ・ 第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害すること、またはそのおそれのある行為をすること。
- ・ 第三者を誹謗中傷し、その名誉または信用を毀損すること、またはそのおそれを生じさせること。
- ・ 隊員特典により得られたチケットの優先予約権、チケット、グッズその他隊員としての資格に基づき有する権利を、インターネットオークションにより第三者に転売するなど等、第三者に対し譲渡、貸与、名義変更すること、または質権の設定その他の担保に供すること。
- ・ 平野由香里に対し連絡や面会を強要すること、または当隊・当事務局およびそのグループ会社に対しての連絡や面会を申し入れること。
- ・ 当隊を利用して自己または第三者の営利を目的とした活動、およびその準備を目的とした活動をおこなうこと。
- ・ 当隊を利用して選挙の事前運動、選挙運動またはこれらに類似する行為および公職選挙法に抵触する行為をすること。
- ・ 当隊を利用して宗教の宣伝を含む宗教的行為、および宗教団体の設立・活動、宗教団体への加入等宗教上の結社に関する行為をすること。

・上記各号のほか、法令または公序良俗に違反する行為もしくは当隊の運営を妨害する行為をおこなうこと。

第9条 (退隊等)

- ・隊員は、当隊からの退隊を希望する場合、所定の方法にて当事務局に届け出るものとします。
- ・当事務局は、隊員が退隊するにあたり、隊員がすでに支払った隊費および当隊のサービスの利用料等の返還は一切行わないものとします。
- ・隊員は、隊員特典による商品等の購入代金その他当隊のサービスの利用料等につき、退隊の時点で支払義務が発生しているものについては、退隊後もなお支払義務を免れないものとします。

第3章 その他

第1条 (ライド参加権規約)

- ・当事務局が隊員に対し販売または配券等をおこなうライド参加権の取り扱いについては、当事務局が別途定める規約に従うものとします。

第2条 (サービス内容の変更等)

- ・当事務局は、隊員に対し事前に何らの通知をおこなうことなく、当隊の隊員特典その他サービスの内容を変更することができるものとします。
- ・当事務局は、前項の場合、第1章第3条に定める方法により事後に隊員に対し通知をおこなうものとします。

第3条 (サービスの停止等)

- ・当事務局は、当隊の運営状況その他の予期できない事情により、隊員に対し事前に何らの通知をおこなうことなく、当隊のサービスの全部または一部の提供を停止または中止することができるものとします。
- ・当事務局は、前項の場合、第1章第3条に定める方法により事後に隊員に対し通知をおこなうものとします。

第4条 (当隊の解散)

- ・当事務局は、当隊の活動状況その他の事情により当隊の運営を継続し難いと判断した場合には、当隊を解散するものとします。
- ・前項の場合、当事務局は隊員に対し、すでに入金済みの会費等の返還は行わないものとします。

第5条 (個人情報の取扱い)

- ・当事務局は、当隊における隊員の個人情報の取り扱いに関する事項については、当事務局が別途定めるプライバシーポリシーに従うものとし、隊員はこれに従うものとします。
- ・当事務局及び当公式サポータークラブの運営事務局は、隊員に関する個人情報を、当隊の情報提供等以下の目的のために利用することができるものとします。
 - ※・当事務局が当隊に関わる制作・運営などを業務委託する場合
 - ※隊員に対し当隊の業務提携先等の商品、サービス等の広告宣伝のための電子メール等を送付する場合
 - ※隊員に対し個人情報の利用に関する同意を求めるとの電子メールを送付する場合
 - ※当隊の運営上、緊急連絡が必要と当事務局が判断し隊員に対し電子メールを送付する場合

第6条 (第三者提供)

当事務局及び当隊は、お客様より取得させていただいた個人情報を適切に管理し、予めお客様の同意を得ることなく第三者に提供することはありません。ただし、次の場合は除きます。

- ・法令に基づく場合
- ・人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ・当事務局及び当隊の運営事務局は、隊員に関する個人情報を、当隊の情報提供等以下の目的のために利用することができるものとします。

- ・国の機関、もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して、協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第7条（損害賠償）

隊員は、当隊の利用に関し、自己の責めに帰すべき事由により当事務局またはその他の第三者に対して損害を与えた場合、これを賠償する責任を負います。

第8条（免責）

当事務局は、当隊の利用に関し隊員に生じた損害について、当事務局の責めに帰すべき場合を除き、いかなる責任も負わないものとします。

第9条（規約の変更）

- ・当事務局は、隊員に対し事前に何らの通知をおこなうことなく、本規約の内容を変更、追加、修正、削除することができるものとします。
- ・当事務局は、前項の場合、第1章第3条に定める方法により事後に隊員に対し通知をおこなうものとします。

第10条（協議事項）

本規約に定めのない事項または本規約の解釈について疑義が生じた場合、隊員および当事務局は双方誠意を持って協議のうえこれを解決するものとします。

第11条（お問い合わせ先）

- ・当隊に関するお問い合わせ先は、次に定めるとおりとします。

<平野由香里応援隊運営事務局>

MAIL : fun@yukari-cycling.com

平野由香里公式サイト内に記載してある事項以外のお問い合わせについてはお応えできかねます。

- ・当隊から隊員への連絡用メールアドレスは原則第1項にて定めるのみとなります。

プライバシーポリシー

平野由香里公式サポータークラブ『平野由香里応援隊』の運営事務局が保有している顧客情報をはじめとする様々な情報は、隊員情報管理及び申し込み情報処理を目的としています。

1、収集された個人情報、当事務局運営事務局によって管理・保守されます。ご登録いただいた内容は厳重に注意され、登録いただいた本人の事前の了承なく、管理者以外に開示することはありません。

2、原則として隊員の個人情報は開示しません。ただし、利用者が平野由香里や運営事務局含む第三者に不利益を及ぼすと、当事務局が判断した場合、提供情報及び登録内容などを当該第三者や警察または関連諸機関に通知することができます。また、裁判所、検察庁、警察、弁護士会、消費者センターまたはこれらに準じた権限を有する機関から、提供情報及び登録内容についての開示を求められた場合、当事務局はこれに応じて情報を開示することがあります。あるいは、運営事務局や平野由香里の権利や財産を保護する目的で開示することがあります。

3、機密保持契約に基づいて、当事務局はメンバー情報と第三者のデータを照合することがあります。

4、隊員が自己の個人情報を確認する場合は、隊員本人であることの確認を求めることがあります。